

平成二十一年六月五日提出  
質問第五〇七号

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四五二号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では「外務省としては、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料については把握していない」との答弁がなされているが、右はなぜか。外務省、特に在ロシア日本国大使館として、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料を把握していない理由を明らかにされたか。

二 「前回答弁書」では「在外公館における住居手当の限度額については、公電により在外公館の長より提出される報告等に基づき、在外職員の契約家賃額や在外公館の所在地における主要国外交官等の住居の家賃額等を勘案の上、決定している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「公電により在外公館の長より提出される報告等」とはどのような内容を含むものであるのか説明されたい。

三 二の「公電により在外公館の長より提出される報告等」は、どのくらいの頻度で外務本省に提出されるものか。

四 二の答弁には「在外公館の所在地における主要国外交官等の住居の家賃額等」とあるが、外務省とし

て、ロシアを除く他のG8主要国の外交官でモスクワに居住している者の住宅家賃の金額を把握しているか。

五 四で、把握しているのなら、それはだいたいどの程度か説明されたい。

六 四で、把握していないのなら、それは二にある答弁と矛盾すると思われるが、外務省の見解如何。  
右質問する。